第七十九条第六号中「附則第五条第一項（機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子貸付け及び助成金の交付の業務）」を「附則第五条第一項第一号（機構の行う会社等への助成金の交付等の業務）」に改める。

第九十六条第五項第四号中「登録包括信用購入あつせん業者」の下に「又は同法第三十五条の二の三第一項（登録）に規定する登録少額包括信用購入あつせん業者」を加える。

第百三十九条の十第二項第一号イ中「、第四十二条の十二の三第五項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」を削り、同項第二号ロ中「、第四十二条の五第二項（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」及び「、第四十二条の十二の三第二項若しくは第三項」を削り、「引上げ及び設備投資を行つた場合等」を「支給額が増加した場合」に、「又は第四十二条の十二の五の二第二項」を「、第四十二条の十二の六第二項」に、「の規定」を「又は第四十二条の十二の七第四項から第六項まで（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）の規定」に改め、同号ハ中「第三項（復興産業集積区域等）を「第三項（特定復興産業集積区域等）に、「企業立地促進区域等」を「企業立地促進区域等」に、「まで（復興産業集積区域等」を「まで（特定復興産業集積区域等」に改める。

第百四十一条の四第八項第二号中「もの」の下に「その他資金の調達に係るもの」を加える。

第百四十二条第一項中「、第四十二条の十二の三第五項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」を削る。

第百四十二条の二第七項第三号中「同条第二項」を「以下この号において「剰余金の配当等の額」といい、同条第二項」に、「以下この号において同じ。）を課税標準として課される」を「）に係る」に、「（当該）」を「（剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国法人税の額に限るものとし、」に、「の計算」を「（同条第二項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）の計算」に、「なつた当該」を「なつた同条第一項に規定する」に改め、同条第八項第一号中「（これら」を「（以下この号において「剰余金の配当等の額」といい、これら」に、「ものに」を「部分の金額に」に、「を課税標準として課される」を「に係る」に改め、同項第二号中「（これら」を「（以下この号において「剰余金の配当等の額」といい、これら」に、「ものに」を「部分の金額に」に、「を課税標準として課される」を「に係る」に、「特定課税対象金額等を有する内国法人が当該特定課税対象金額等に係る外国法人から受ける同条第三項又は第十項に規定する」を「剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国法人税の額及び」に、「なつた当該」を「なつた」に、「うち当該」を「うち」に、「を含む」を「に限る」に改め、同項第三号中「（これら」を「（以下この号において「剰余金の配当等の額」といい、これら」に、「ものに」を「部分の金額に」に、「を課税標準として課される」を「に係る」に、「同条第四項に規定する間接特定課税対象金額（以下この号及び次号において「特定課税対象金額等」という。）を有する内国法人が当該特定課税対象金額等に係る外国法人から受ける同条第一項又は第七項に規定する」を「剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国法人税の額及び」に、「なつた当該」を「なつた」に、「うち当該」を「うち」に、「を含む」を「に限る」に改め、同項第四号中「（これら」を「（以下この号において「剰余金の配当等の額」といい、これら」に、「ものに」を「部分の金額に」に、「を課税標準として課される」を「に係る」に、「特定課税対象金額等に係る外国法人から受ける同条第三項又は第九項に規定する」を「剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国法人税の額及び」に、「なつた当該」を「なつた」に、「うち当該」を「うち」に、「を含む」を「に限る」に改める。

第百五十五条の二十五第一号ハ(1)中「、第六十八条の十第二項（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」及び「、第六十八条の十五の四第二項若しくは第三項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」を削り、「引上げ及び設備投資を行つた場合等」を「支給額が増加した場合」に、「限る。）又は」を「限る。）」に、「の規定」を「又は第六十八条の十五の七第四項から第六項まで（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）（連結親法人が中小連結親法人に該当する場合に限る。）の規定」に改め、同号ハ(2)中「第三項（連結法人が復興産業集積区域等」を「第三項（連結法人が特定復興産業集積区域」に、「企業立地促進区域」を「企業立地促進区域等」に、「まで（連結法人が復興産業集積区域等」を「まで（連結法人が特定復興産業集積区域等」に改め、同条第二号イ中「、第六十八条の十五の四第五項」を削る。

第百五十五条の二十七第五項第二号中「同条第二項」を「以下この号において「剰余金の配当等の額」といい、同条第二項」に、「以下この号において同じ。）を課税標準として課される」を「）に係る」に、「（当該）」を「（剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国法人税の額に限るものとし、」に、「の計算」を「（同条第二項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）の計算」に、「なつた当該」を「なつた同条第一項に規定する」に改め、同条第六項第一号中「（これら」を「（以下この号において「剰余金の配当等の額」といい、これら」に、「ものに」を「部分の金額に」に、「を課税標準として課される」を「に係る」に、「同条第四項に規定する特定個別課税対象金額等に係る外国法人から受ける同条第一項又は第八項に規定する」を「剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国法人税の額及び」に、「なつた当該」を「なつた」に、「うち当該」を「うち」に、「を含む」を「に限る」に改め、同項第三号中「（これら」を「（以下この号及び次号において「特定個別課税対象金額等に係る外国法人から受ける同条第一項又は第八項に規定する」を「剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国法人税の額及び」に、「なつた当該」を「なつた」に、「うち当該」を「うち」に、「を含む」を「に限る」に改め、同項第四号中「（これら」を「（以下この号において「剰余金の配当等の額」といい、これら」に、「ものに」を「部分の金額に」に、「を課税標準として課される」を「に係る」に、「特定個別課税対象金額等を有する連結法人が当該特定個別課税対象金額等に係る外国法人から受ける同条第一項又は第七項に規定する」を「剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国法人税の額及び」に、「なつた当該」を「なつた」に、「うち当該」を「うち」に、「を含む」を「に限る」に改める。

第百五十五条の二十八第一項中「、第六十八条の十五の四第五項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」を削る。

第百八十八条第十一項第一号中「利子」の下に「（法第百四十二条の四第一項に規定する利子をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第十二項第二号中「法第百四十二条の四第一項に規定する」を削り、「もの」の下に「その他資金の調達に係るもの」を加える。